



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔規則〕

○原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委一）

〔法規的告示〕

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件

（内閣府六）

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件の一部を改正する件（財務五一）

○経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するRapidus株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をすることがかを判断するための基準（経済産業八）

（気象庁一）

〔その他告示〕

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一六九）

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一七〇）

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一七一）

○都市計画に関する件
（関東地方整備局二七〇三五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

国営米沢平野緊急防災等工事計画の公告（農林水産省）

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

（近畿運輸局最低賃金公示一、四国運輸局同一、神戸運輸監理部同一）

労働保険審査官及び労働保険審査会法

第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

（厚生労働省）

除籍の一部が滅失した件

（法務省告示配二〇）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

規則

○原子力規制委員会規則第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第六項の規定に基づき、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十七日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (Amendment After) and 改正前 (Amendment Before). It details changes to Article 6 regarding information processing organizations and application procedures.

（電磁的記録による作成等）

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 (略)

2 (略)

附則 この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

「一般社団法人全国建設業協会」を「一般社団法人全国建設業協会 公益社団法人日本獣医師会」に、「一般社団法人NPO法人丸和・支援ネットワーク」を「一般社団法人NPO法人ネットワー」に改める。

○財務省告示第五十一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十七日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (Amendment After) and 改正前 (Amendment Before). It details changes to laws regarding international cooperation banks and foreign corporations.

六 外国政府等と連携し、海外で行われる事業（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進又は我が国の産業の国際競争力の維持若しくは向上に資するものに限り。）に必要な資金の提供を行う外国の法人

〔号を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(適用期日)

- 1 この告示は、公布の日の翌日から適用する。
(罰則に関する経過措置)
2 この告示の適用前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第八号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十九条第一項の規定を実施するため、経済産業大臣が独立行政法人情報処理推進機構の保有するRapidus株式会社の株式に係る議決権等の行使に関する同機構からの協議において同意をすることがどうかを判断するための基準を次のように定め、令和八年二月十七日から施行する。

令和八年二月十七日

経済産業大臣 赤澤 亮正

第一条 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下単に「機構」という。）から、機構が保有するRapidus株式会社のC-1種種類株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十八条第二項に基づきRapidus株式会社定款（以下単に「定款」という。）に定められたC-1種種類株式をいう。第三条において同じ。）の株主を構成員とする株主総会又はRapidus株式会社の株主総会において議決権を行使しようとする旨の協議があった場合において、その議決権の行使が半導体に関する政策目的の達成に資するものであると認めるときは、同意をすることを要する。

第二条 経済産業大臣は、機構から、機構が保有するRapidus株式会社の拒否権付株式（会社法第八十八条第二項に基づき定款に定められた拒否権付株式をいう。）の株主を構成員とする株主総会（以下この条において「拒否権付株式種類株主総会」という。）において当該拒否権付株式種類株主総会の決議事項を否決又は当該拒否権付株式種類株主総会を欠席若しくは棄権しようとする旨の協議があった場合において、当該決議事項が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、同意をすることを要する。
一 当該決議事項を可決することにより、経済安全保障上の懸念が生じると認められること。
二 前号に該当しない場合であつて、当該決議事項を可決することにより、半導体に関する政策目的の達成が困難になる懸念が生じると認められること。

第三条 経済産業大臣は、機構から、機構が保有するRapidus株式会社のC-2種種類株式（会社法第八十八条第二項に基づき定款に定められたC-2種種類株式をいう。以下この条において同じ。）をC-1種種類株式に転換しようとする旨の協議があった場合において、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同意をすることを要する。ただし、当該協議が、Rapidus株式会社の株主のうちその有する議決権の数が最も多い者となるためのものである場合には、この限りでない。
一 Rapidus株式会社において、次のいずれかに掲げる経営上重大な懸念が生じていること。
イ 経営改善を講じた上でなお、今後の事業展開に深刻な問題が発生することにより短中期的に支払不能又は債務超過が発生する見通しが高いと認められること。

口 主要経営者が長期間にわたり職務遂行不能（病気による長期療養や不慮の事故等をいう。）であると認められること。
ハ Rapidus株式会社による粉飾決算、法令違反、重大な契約違反又は政府に対する虚偽報告の発覚
二 前号の経営上重大な懸念の改善について、機構とRapidus株式会社との間で協議を実施してもなお具体的な改善が見込まれないと認められること。

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十七日

気象庁長官 野村 竜一

型式証 明番号 型式証明の種類及び型式
電気式日射計の感部（デジタル型のもの）(全天候) C HF- S R 300
型式証明を受けた者の住所 東京都豊島区池袋四丁目2番11号
型式証明を受けた者の氏名又は名称 クロアテック株式会社
令和8年1月28日

その他告示

○農林水産省告示第六十九号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

Table with 4 columns: 出願品種の属する農林水産植物の種類, 出願品種の名称, 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所, 品種登録出願の番号及び取下げ年月日. Rows include Fragaria L., Gaura L., Helianthus L., and Hydrangea L.

"	ITs14-1	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	第37406号 令和7年12月9日
"	NCHA6	North Carolina State University 1021 Main Campus Drive, 2nd Floor, Raleigh, NC, 27606, USA	第37922号 令和7年12月9日
Lactuca sativa L.	MOONICE	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第36920号 令和7年12月25日
Petunia Juss.	ヴァルゴ ハーフ ル	松原肇 群馬県伊勢崎市国定町一丁目277 番地3	第37893号 令和7年12月9日
Rosa L.	KORcut0660	W. Kordes' Soehne Rosenschul- en GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Spar- rieshoop, Rosenstrasse 54, Ger- many	第37994号 令和7年12月12日

○農林水産省告示第百七十号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Alstroemeria L.	Zalsacurs	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rij- senhout, The Netherlands	第36730号 令和7年12月24日
"	Zalsache	"	第36733号 令和7年12月9日
Hydrangea L.	Hokomareda	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Bos- koop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第35100号 令和7年12月11日
"	Hortmalegretto	"	第35102号 令和7年12月11日
"	HORE0046	Kwekerij Lendert de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeu- wijk, The Netherlands	第35277号 令和7年12月11日

"	Hokolarma	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Bos- koop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第35571号 令和7年12月11日
"	Kolmamarble	"	第35587号 令和7年12月11日
Lachenalia Jacq. f. ex Murr.	Josephine	Agricultural Research Council 1134 Park Street, Hatfield, Pre- toria, 0083, South Africa	第32274号 令和7年12月5日
"	Cherise	"	第32275号 令和7年12月5日
"	Radiant	"	第32276号 令和7年12月5日
"	Riana	"	第32277号 令和7年12月5日

○農林水産省告示第百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第二項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年二月十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum L.	DLFABBE6	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38277号 令和7年11月7日
"	DLFPZA2	"	第38278号 令和7年11月7日
"	DLFSHAB6	"	第38279号 令和7年11月7日
"	DLFBURA6	"	第38280号 令和7年11月7日
"	DLFBURA7	"	第38281号 令和7年11月7日

Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai	かかみごう 家家美2号	Changji Yifeng Agricultural Technology Co., Ltd 1111, block L, harmony International Plaza, 199 Jianguo West Road, Changji City, Changji Hui Autonomous Prefecture, Xinjiang 831100, China	第38166号 令和7年8月24日
Clematis L.	あいひめ 藍姫のイヤリング	大内広明 茨城県常陸太田市内田町3288-1	第38133号 令和7年8月6日
Dahlia Cav.	BALDADENAS T	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38245号 令和7年10月28日
”	BALDATEQIM	”	第38246号 令和7年10月28日
Eremophila R. Br.	コットンキャンディ	角田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第38097号 令和7年6月30日
Hydrangea L.	HOA-4	小内晶代 群馬県みどり市笠懸町鹿3739番地4	第38248号 令和7年10月29日
Lactuca sativa L.	PRESIDIO	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第38226号 令和7年10月10日
Lavandula L.	LAVA01	Plantinova SL Rafael Martinez Valls, 16 08348 Cabrils, Barcelona, Spain	第38210号 令和7年9月29日
Limonium Mill.	MYLIM061	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第38284号 令和7年11月12日
Oryza sativa L.	みなもさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38275号 令和7年11月6日
Pentas Benth.	ルミエール ラベンダー	落合正貴 埼玉県川越市下松原621-3 落合敬一 埼玉県川越市下松原621-3	第38242号 令和7年10月24日
Rosa L.	SCH09660	Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands	第38287号 令和7年11月12日

”	SCH03161	”	第38288号 令和7年11月12日
Sedum x rubrotinctum R. T. Clausen	ライムボール	田中健 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄212番地	第38114号 令和7年7月22日
Verbena L.	WIVBLUE25	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	第38187号 令和7年9月22日

II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Citrullus lanatus (Thunb.) Matsum. & Nakai	かかみごう 家家美2号	Changji Yifeng Agricultural Technology Co., Ltd 1111, block L, harmony International Plaza, 199 Jianguo West Road, Changji City, Changji Hui Autonomous Prefecture, Xinjiang 831100, China	第38166号 令和7年8月24日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Eremophila R. Br.	コットンキャンディ	角田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第38097号 令和7年6月30日	”	”
Limonium Mill.	MYLIM061	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第38284号 令和7年11月12日	”	”
Oryza sativa L.	みなもさやか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第38275号 令和7年11月6日	”	”

○関東地方整備局告示第二十七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十五年関東地方整備局告示第四百六十九号東京都都市計画道路事業幹線街路放射第二十五号線
- 三 事業施行期間 自平成二十五年十一月二十五日至今和十九年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年関東地方整備局告示第百六号東京都都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
- 三 事業施行期間 自令和二年三月十日至今和十八年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十一年建設省告示第四百三十四号東京都都市計画道路事業幹線街路放射第九号線
- 三 事業施行期間 自平成十一年三月十二日至今和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十三年関東地方整備局告示第三百十二号府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線及び国立都市計画道路事業三・三・二号東京八王子線
- 三 事業施行期間 自平成二十三年七月五日至令和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第三十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十五年関東地方整備局告示第三百十八号府中都市計画道路事業三・四・五号新興多摩街道線、国立都市計画道路事業三・四・五号立川青梅線及び府中都市計画道路事業三・二・二の二号東京八王子線
- 三 事業施行期間 自平成二十五年七月三日至令和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年関東地方整備局告示第五十九号多摩都市計画道路事業三・一・六号南多摩厚根幹線
- 三 事業施行期間 自令和二年二月二十日至今和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年関東地方整備局告示第四十三号多摩都市計画道路事業三・四・十二号読売ランド線
- 三 事業施行期間 自平成二十八年二月二十六日至今和十四年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年関東地方整備局告示第三百四号東京都都市計画道路事業補助線街路第四十六号線
- 三 事業施行期間 自平成二十七年二月六日至今和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月十七日 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 東京都
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線
 - 三 事業施行期間 自令和八年二月十七日至令和二十年三月三十一日
 - 四 事業地
収用の部分 東京都北区中十条四丁目、十条仲原四丁目及び東十条六丁目地内
使用の部分 なし

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

二月十四日高市内閣総理大臣から、二月八日執行の衆議院議員総選挙の結果、北海道選挙区選出議員伊東良孝外四百六十四名が当選した旨の報告書を受領した。

報告書受領

二月十日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和七年七月一日から令和八年一月三十一日までの間における同法の施行状況報告書
又二月十三日内閣から次の報告書を受領した。
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

参議院

報告書受領

二月十三日内閣から、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第

十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく令和六年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理

國務大臣 赤間 一郎
(あかま 一郎)

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う國務大臣に指定する（二月十二日）

○外務大臣臨時代理

同 大原 稔
外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

(経済協力開発機構日本政府代表部在動) 特命全權大使 安藤 俊英
経済産業審議官 松尾 剛彦
第三十回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずる
期間は令和八年三月五日までとする（各通）（以上二月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セルビアの国祭日につき、二月十二日回国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。
天皇陛下は、リトアニアの国家再建記念日につき、二月十三日回国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

官庁報告

官庁事項

国営米沢平野緊急防災等工事計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、国営米沢平野土地改良事業につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月17日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営米沢平野事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し
- 2 縦覧期間
令和8年2月17日から令和8年3月10日まで
- 3 縦覧場所
農林水産省東北農政局のウェブサイト

状 勅

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第1号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年近畿運輸局最低賃金公示第1号）、近畿海上旅客運送業最低賃金

（平成9年近畿運輸局最低賃金公示第2号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第1号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課〔郵便番号540-8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号〕あて提出されたい。

令和8年2月17日

近畿運輸局長 服部 真樹

近畿地方交通審議会の意見（要旨）

1. 近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）[271,500円]を「282,500円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「255,050円」を「266,050円」に、はしけ長「271,500円」を「282,500円」に、部員「212,750円」を「223,750円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「203,450円」を「214,450円」に改正することが適当である。
2. 近畿海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「264,800円」を「275,300円」に、部員「203,400円」を「213,400円」に改正することが適当である。
3. 近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「220,000円」を「231,000円」に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第1号

四国地方交通審議会から四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年四国運輸局最低賃金公示第5号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成9年四国運輸局最低賃金公示第6号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国

運輸局最低賃金公示第1号)及び四国漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年四国運輸局最低賃金公示第2号)の改正について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760-0019香川県高松市サンポート3番33号」あて提出されたい。

令和8年2月17日

四国運輸局長 田村 顕洋
四国地方交通審議会の意見(要旨)

- 四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員(船長を含む。)[270,000円]を「280,700円」に、ただし書の職員「253,450円」を「264,150円」に、はしけ長「270,000円」を「280,700円」に、部員「211,400円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「202,000円」を「212,700円」にそれぞれ改正することが適当である。
- 四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員(船長を含む。)[263,450円]を「273,450円」に、部員「197,000円」を「209,000円」にそれぞれ改正することが適当である。
- 四国漁業(沖合底びき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「199,800円」を「207,800円」に改正することが適当である。
- 四国漁業(大中型まき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「205,800円」を「215,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

神戸運輸監理部最低賃金公示第1号

近畿地方交通審議会から神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年神戸海運監理部最低賃金公示第1号)、神戸海上旅客運送業最低賃金(平成9年神戸海運監理部最低賃金公示第2号)及び神戸漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成9年神戸海運監理部最低賃金公示第3号)の改正について答申があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650-0042兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号」あて提出されたい。

令和8年2月17日

神戸運輸監理部長 峰本 健正
近畿地方交通審議会の意見(要旨)

- 神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[269,650円]を「280,650円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,200円」を「264,200円」に、はしけ長「269,650円」を「280,650円」に、部員「211,100円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「201,800円」を「212,800円」に改正することが適当である。
- 神戸海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員(船長を含む。)[264,800円]を「275,300円」に、部員「203,400円」を「213,400円」に改正することが適当である。
- 神戸漁業(沖合底びき網)最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「225,600円」を「236,600円」に改正することが適当である。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、東京労働局の関係事業主を代表する者加藤博信の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和8年2月17日

厚生労働大臣 上野賢一郎
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、東京労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和8年2月27日
- 推薦書及び添付書類提出先 東京労働局労働基準部労災補償課
様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 提出部数は正副2通とすること。
- 履歴書2通を添付すること。

法務省告示第210号

青森県弘前市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを複製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年二月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

- 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出る事。
- 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

- 申出は、口頭でも差し支えない。
- 申出の手続について分からないことがあれば、弘前市役所又は青森地方法務官弘前支局に照会すること。

令和八年二月十七日 法務大臣 平口 洋
青森県弘前市大字萱町四十番戸 山田 馬助



語 彙 項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第40139号

長野県松本市梓川倭110番地2

申立人 小川原 哲

本籍長野県松本市蟻ヶ崎6丁目21番、最後の住所長野県松本市蟻ヶ崎6丁目21番6号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和7年11月10日、出生の場所東京府豊多摩郡中野町、出生年月日昭和2年3月3日、職業無職
被相続人 亡 齊藤 長士

事務所長野県安曇野市豊科田沢5426番地5

相続財産清算人 司法書士 小川原 哲

催告期間満了日 令和8年8月31日

長野家庭裁判所松本支部

令和8年(家)第40001号

長野県松本市城西1丁目5番16号
 申立人 社会医療法人城西医療財団
 本籍長野県大町市大町2471番地、最後の住所
 長野県大町市大町2471番地、死亡の場所長野
 県安曇野市、死亡年月日令和7年6月9日、
 出生の場所長野県北安曇郡大町、出生年月日
 昭和22年3月15日、職業無職
 被相続人 亡 高野 治
 事務所長野県松本市沢村3丁目4番47号コン
 フォール沢村ビル202号
 相続財産清算人 司法書士 矢島 裕二
 催告期間満了日 令和8年8月28日
 長野家庭裁判所松本支部

令和8年(家)第20002号

横浜市磯子区中原3丁目10番9-110号
 申立人 廣木 普子
 本籍愛知県豊橋市小池町字西海戸44番地、最
 後の住所愛知県豊橋市小池町字西海戸44番
 地、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令
 和7年8月21日から31日までの間、出生の場
 所愛知県豊橋市、出生年月日昭和20年5月8
 日、職業不明
 被相続人 亡 天野 清次
 事務所愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地M
 U S豊橋ビル4階ペリーベスト法律事務所豊
 橋オフィス
 相続財産清算人 弁護士 藤井 貴之
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第2122号

大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
 申立人 株式会社アプラス
 本籍滋賀県草津市草津2丁目11番、最後の住
 所滋賀県草津市青地町604番地3-204グレイ
 ス・Y、死亡の場所滋賀県栗東市、死亡年月
 日令和5年8月7日、出生の場所滋賀県彦根
 市、出生年月日平成8年7月22日、職業会社
 員
 被相続人 亡 奥田 優哉
 大津市梅林1丁目3番28号尚永ビル2階遠藤
 法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 福井 理哉
 催告期間満了日 令和8年9月29日
 大津家庭裁判所

令和7年(家)第2138号

大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号
 申立人 泉佐野市
 本籍大阪府泉佐野市上瓦屋668番地1、最後
 の住所大阪府泉佐野市上瓦屋668番地、死亡
 の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日令和6年
 9月27日、出生の場所大阪府泉佐野市、出生
 年月日昭和33年8月26日、職業議員
 被相続人 亡 高道 一郎
 大阪市中央区今橋2丁目2番2号南都銀行大
 阪北浜ビル8階
 相続財産清算人 弁護士 溝内伸治郎
 催告期間満了日 令和8年9月28日
 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第81701号

大阪府松原市天美北5丁目6-29
 申立人 植田 真美
 本籍奈良県大和郡山市番条町538番地、最後
 の住所大阪府大東市諸福5丁目7番10号ボン
 ジュールムサシ107号、死亡の場所広島県福
 山市、死亡年月日令和6年12月13日、出生の
 場所大阪府守口市、出生年月日昭和29年10月
 4日、職業不明
 被相続人 亡 植田 郁夫
 大阪市北区西天満5丁目1番9号大和地所南
 森町ビル2階
 相続財産清算人 弁護士 緒方 雅子
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81747号

大阪市西成区岸里1丁目5番20号
 申立人 大阪市西成区保健福祉センター所長
 本籍鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町3277番
 地、最後の住所大阪市西成区鶴見橋1丁目16
 番37号コーポユウキ106号、死亡の場所大阪
 府大阪市東住吉区、死亡年月日令和7年2月
 11日、出生の場所鹿児島県谷山市、出生年月
 日昭和39年10月29日、職業無職
 被相続人 亡 瀬戸口 貢
 大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル4階
 相続財産清算人 弁護士 舘 康祐
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81751号

大阪府寝屋川市下木田町6-7 コートファ
 ミールシェルメ108
 申立人 山田 綾子
 本籍大阪府吹田市尺谷2番、最後の住所大阪
 府豊中市中桜塚1丁目17番50-304号、死亡
 の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和6年12
 月5日、出生の場所北海道名寄市、出生年月
 日昭和55年9月22日、職業不明
 被相続人 亡 清水 博
 大阪市中央区瓦町4-2-14京阪神瓦町ビル
 7階
 相続財産清算人 弁護士 山田 尚史
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81764号

大阪市此花区西九条3丁目4番34号
 申立人 ファミール西九条管理組合
 本籍大阪府大阪市旭区生江2丁目356番地、
 最後の住所大阪市此花区西九条3丁目4番
 34-705号、死亡の場所大阪府大阪市此花区、
 死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所香
 川県三豊郡詫間町、出生年月日昭和37年7月
 23日、職業不明
 被相続人 亡 海野 典子
 大阪市西区江戸堀1-15-27アルテビル肥後
 橋5階
 相続財産清算人 弁護士 有田 和生
 催告期間満了日 令和8年10月5日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40525号

神戸市長田区長田町5丁目2-15-604
 申立人 太田 賢治
 本籍神戸市長田区宮川町1丁目7番地1、最
 後の住所神戸市長田区宮川町1丁目2番地の
 18、死亡の場所兵庫県神戸市長田区、死亡年
 月日令和6年12月25日頃、出生の場所兵庫
 県神戸市林田区、出生年月日昭和14年6月19日、
 職業不明
 被相続人 亡 亀井 凱子
 神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビ
 ル4階 あいおい法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 大槻 倫子
 催告期間満了日 令和8年9月14日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70244号

兵庫県芦屋市山手町21番11号
 申立人 三田 在茂
 本籍兵庫県たつの市揖保町松原113番地1、
 最後の住所兵庫県姫路市南敵町2丁目60番地
 2、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令
 和7年4月30日、出生の場所兵庫県揖保郡揖
 保村、出生年月日昭和22年10月19日、職業自
 営業
 被相続人 亡 嶋田 修三
 事務所兵庫県姫路市岡町40番地 澤田・中
 上・森法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中上 幹雄
 催告期間満了日 令和8年9月10日
 神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第872号

横浜市中区山下町209番地
 申立人 神奈川県信用保証協会
 本籍神奈川県相模原市緑区西橋本1丁目17
 番、最後の住所奈良市青山4丁目1番地の31、
 死亡の場所奈良県天理市、死亡年月日令和5
 年8月17日、出生の場所東京都墨田区、出生
 年月日昭和37年1月13日、職業不明
 被相続人 亡 佐々木章人
 奈良市高天町19-1 奈良今西ビル4階 古都
 の風法律事務所
 相続財産清算人 藤澤 頼人
 催告期間満了日 令和8年9月22日
 奈良家庭裁判所

令和7年(家)第5046号

山口県周南市今住町6番25号 岩本海運社宅
 2のC
 申立人 山口トメノ
 本籍山口県周南市大字福川2645番地、最後の
 住所山口県周南市西榎町4番3-201号、死
 亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和7年
 9月17日、出生の場所山口県都濃郡福川町、
 出生年月日昭和26年8月27日、職業無職
 被相続人 亡 佐伯 達雄
 山口県周南市梅園町2-50 山崎法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 森永健二郎
 催告期間満了日 令和8年9月16日
 山口家庭裁判所周南支部

令和8年(家)第1016号

高知県吾川郡いの町3674番地

申立人 医療法人光生会

本籍高知県吾川郡いの町枝川2770番地、最後の住所高知県吾川郡いの町3674番地森木病院、死亡の場所高知県吾川郡いの町、死亡年月日令和7年12月28日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和23年11月30日、職業不明

被相続人 亡 山崎 孝

事務所高知県吾川郡いの町1700番地19

相続財産清算人 司法書士 刈谷 裕治

催告期間満了日 令和8年9月2日

高知家庭裁判所

令和7年(家)第53号

高知県四万十市中村山手通19番地

申立人 高知県幡多県税事務所長 川谷 昌司

本籍高知県宿毛市片島804番地、最後の住所高知県宿毛市片島6番45-6号、死亡の場所高知県宿毛市、死亡年月日令和7年5月14日、出生の場所高知県宿毛市、出生年月日昭和41年4月29日、職業不明

被相続人 亡 滝口 卓也

高知県四万十市古津賀3丁目104番地

相続財産清算人 司法書士 山沖 直樹

催告期間満了日 令和8年8月31日

高知家庭裁判所中村支部

令和7年(家)第40452号

名古屋千種区山添町1丁目33番地の5

申立人 ひおか不動産株式会社

本籍北海道札幌市白石区北郷9条8丁目2番、最後の住所札幌市白石区南郷通7丁目南1番15号ジュネス南郷202号、死亡の場所北海道札幌市厚別区、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和33年10月30日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 元彦

事務所札幌市中央区南1条西4丁目13番地

日之出ビル 弁護士法人水原・愛須法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福岡 宏保

催告期間満了日 令和8年9月24日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第705号

茨城県水戸市桜川2丁目2番35号茨城県産業会館内

申立人 茨城県信用保証協会

本籍茨城県行方市小貫2037番地、最後の住所茨城県行方市小貫2037番地、死亡の場所茨城県行方市、死亡年月日令和6年1月30日、出生の場所茨城県行方郡北浦村、出生年月日昭和23年6月7日、職業不明

被相続人 亡 伊勢山康一

茨城県鹿嶋市宮下4丁目4番地5

相続財産清算人 司法書士 大曾根佑一

催告期間満了日 令和8年8月31日

水戸家庭裁判所麻生支部

令和8年(家)第5070号

北海道札幌市北区屯田三条2丁目1-17アド

マーニD-1

申立人 曾禰 望

本籍北海道苫小牧市字糸井96番地8、最後の住所北海道苫小牧市字糸井96番地の8、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日令和7年6月15日頃、出生の場所北海道芦別市、出生年月日昭和30年6月2日、職業無職

被相続人 亡 井上 功

北海道苫小牧市表町5丁目11番5号ふれんど

ビル3階とまこまい総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹田美由紀

催告期間満了日 令和8年8月31日

札幌家庭裁判所苫小牧支部

令和7年(家)第20190号

群馬県前橋市粕川町新屋339番地

申立人 武井 友子

群馬県前橋市粕川町稲里80番地4

申立人 吉田 郁子

本籍群馬県前橋市粕川町稲里266番地、最後の住所群馬県前橋市粕川町稲里266番地、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和7年5月16日、出生の場所群馬県勢多郡粕川村、出生年月日昭和27年12月3日、職業農業

被相続人 亡 諸星 敦

群馬県高崎市上中居町1536-1 エターナル

タウンA はるな総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川千晶

催告期間満了日 令和8年9月9日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第10326号

埼玉県所沢市並木1丁目1番地の1

申立人 所沢市

本籍新潟県長岡市土ヶ谷889番地、最後の住所埼玉県所沢市こぶし町28番13号、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和6年8月21日頃から31日頃までの間、出生の場所新潟県栃尾市、出生年月日昭和33年1月1日、職業不明

被相続人 亡 山口 孝治

事務所埼玉県所沢市くすのき台1-12-1内

野ビル2階 徳永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳永慎太郎

催告期間満了日 令和8年9月4日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第523号

愛媛県上浮穴郡久万高原町黒藤川3177番地

申立人 大野 國男

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町黒藤川6285番地、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町黒藤川6285番地、死亡の場所愛媛県上浮穴郡久万高原町、死亡年月日令和7年10月18日、出生の場所愛媛県上浮穴郡美川村、出生年月日昭和36年4月20日、職業会社員

被相続人 亡 中居 政道

愛媛県松山市一番町3丁目3番地6 セン

ターポイントビル6階 弁護士法人SOH

相続財産清算人 弁護士 和田 資篤

催告期間満了日 令和8年9月7日

松山家庭裁判所

令和7年(家)第70264号

奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝274番地

申立人 浄迎寺

本籍奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝366番地、最後の住所兵庫県尼崎市南竹谷町2丁目57番地 アバンテ尼崎西510、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和6年3月13日、出生の場所奈良県吉野郡大淀町、出生年月日昭和36年11月7日、職業不明

被相続人 亡 水本佐代子

事務所兵庫県尼崎市昭和通2丁目6番68号尼崎市中小企業センター6階 阪神合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡林 幸雄

催告期間満了日 令和8年9月4日

神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第30365号

東京都品川区東大井6丁目10番3号

申立人 小川 せき

本籍茨城県坂東市大谷口433番地、最後の住所千葉県柏市豊四季台4丁目1番88-101号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和7年5月14日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和46年7月16日、職業無職

被相続人 亡 文倉 清美

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸

ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 齋藤 雅子

催告期間満了日 令和8年9月30日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第30023号

千葉市中央区本千葉町1-1 日土地千葉中

央ビル5階 コンパサーレ法律事務所

申立人 上田 優子

本籍千葉県船橋市葉円台4丁目206番地、最後の住所千葉県船橋市三山2丁目3番2号三山園、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所千葉県千葉郡津田沼町、出生年月日昭和9年4月5日、職業無職

被相続人 亡 神尾 トキ

事務所千葉市中央区本千葉町1-1 日土地

千葉中央ビル5階 コンパサーレ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上田 優子

催告期間満了日 令和8年9月29日

千葉家庭裁判所市川出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第4003号

静岡県下田市六丁目36番3号 コーポイブサ

1-101

申立人 山口 雅直

本籍静岡県賀茂郡松崎町松崎167番地、最後の住所静岡県賀茂郡松崎町松崎167番地、死亡の場所静岡県賀茂郡松崎町、死亡年月日平成24年10月1日、出生の場所静岡県賀茂郡松崎町、出生年月日大正13年12月17日、職業無職

被相続人 亡 肥田 一弥

催告期間満了日 令和8年10月2日

静岡家庭裁判所下田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和8年（へ）第1号

京都府相楽郡精華町光台7丁目27番地12
申立人 小南摩佐子
権利の届出の終期 令和8年5月11日
令和8年1月23日 木津簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)建物 石川県羽咋市中央町フ174番地
家屋番号174番 種類居宅
構造木造瓦葺平家建 床面積 209.58㎡
(附属建物の表示)
符号1 種類倉庫 構造木造瓦葺2階建
床面積1階16.52㎡2階16.52㎡
- (2)登記年月日番号 金沢地方務局七尾支局昭和5年12月15日受付第1974号

- (3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和5年12月15日設定
借賃 1月金5円
支払期 全期間分支払済
存続期間 3年
特約 移転、転賃ができる
賃借権者 金沢市近江町7番地
中村和吉郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第50号

福岡市早良区荒江3丁目22番13号
申立人 長瀬 宏一
本籍樺太留多加郡留多加町大字留多加字本町右11番地、最後の住所樺太留多加郡留多加町大字留多加字本町右11番地
不在者 鍋山カヨ子
大正11年2月17日生
届出期間満了日 令和8年5月31日
旭川家庭裁判所

令和7年（家）第300号

茨城県高萩市高萩718—61
申立人 沼田 和子
本籍茨城県水戸市柵町3丁目2番、最後の住所茨城県水戸市柵町3丁目2番13号
不在者 山田 久子
昭和28年4月20日生
届出期間満了日 令和8年6月1日
水戸家庭裁判所

令和7年（家）第106号

東京都世田谷区桜丘2丁目18—16—705号
申立人 小川 浩嗣
本籍千葉県富津市八幡195番地、最後の住所千葉県富津市八幡195番地
不在者 小川 英紀
昭和46年8月13日生
届出期間満了日 令和8年5月29日
千葉家庭裁判所木更津支部

令和7年（家）第7649号

東京都新宿区上落合3丁目18番10号
申立人 横田 禮子
本籍東京都新宿区上落合3丁目18番、最後の住所東京都新宿区上落合3丁目18番10号
不在者 横田 哲朗
昭和41年1月25日生
届出期間満了日 令和8年5月28日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第9844号

千葉県勝浦市串浜1913番地19
申立人 田村 純司
本籍北海道夕張市福住6番地、最後の住所不明
不在者 田村 富美
昭和7年1月14日生
届出期間満了日 令和8年5月29日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和7年（家）第12号

本籍岩手県一関市千厩町奥玉字中日向161番地、最後の住所岩手県一関市千厩町奥玉字中日向161番地1
不在者 菊池 重義
昭和25年7月28日生
令和8年1月10日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所一関支部裁判所書記官

令和7年（家）第4518号

本籍東京都大田区大森中2丁目268番地、最後の住所東京都中野区弥生町4丁目18番1号
不在者 前田 苗美
昭和35年3月2日生
令和8年1月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第5466号

本籍東京都南葛飾郡大島町7丁目538番地、最後の住所不明
不在者 早乙女ミサ
大正5年10月26日生
令和8年1月27日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第10189号

本籍静岡県裾野市水窪191番地、最後の住所和歌山県和歌山市木広町5—2—15
不在者 米山 智広
昭和55年8月30日生
令和8年1月24日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年（へ）第1号

京都市南区上鳥羽角田町68番地
申立人 佐川急便株式会社
代表者代表取締役 笹森 公彰
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月16日
令和8年1月20日 松戸簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手 1通
小切手番号 B P 95328
金額 204,567円
支払人 株式会社三菱UFJ銀行 松戸支店
支払地 千葉県松戸市
振出日 令和7年7月3日
振出地 千葉県松戸市
振出人 長谷川畜産株式会社 代表取締役 長谷川 誠
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第550号

東京都港区芝3丁目20番地5号 芝I・Yビル3階
債務者 株式会社プロジェクト・オン
代表者代表取締役 岩間 徹
1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 後藤 大
4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第552号

東京都中野区中央1丁目20番14号 コーポ常陸101
債務者 株式会社Stellar Support
代表者代表取締役 渡部 美友
1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田子小百合
4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第554号

東京都調布市調布ヶ丘2丁目15番地1 ビリアベルデ505

債務者 株式会社SHIP

代表者代表取締役 佐藤 義一

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 児島 雅彬
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第577号

東京都大田区久が原3丁目31番13号1F

債務者 一般社団法人Sports Design Lab

代表者代表理事 島本 好平

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀川 尚貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第578号

東京都中野区東中野5丁目11番8号B1

債務者 合同会社アディショナル

代表者代表社員 飯田 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 造一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第579号

東京都豊島区東池袋1丁目33番3号

債務者 有限会社スタヂオアロー

代表者代表取締役 薩摩 一子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 優依

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第580号

東京都中央区勝どき3丁目15番5号

債務者 有限会社エスエーエス

代表者代表取締役 蛭子 優

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮原 一東
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第582号

東京都青梅市東青梅3-26-4-206、商業登記簿上の本店所在地大阪府四條畷市砂1丁目4番19号

債務者 株式会社タムラ

代表者代表取締役 田村 盛雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬川 千鶴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第584号

東京都世田谷区三宿2丁目34番4号

債務者 株式会社エッジ

代表者代表取締役 本澤賢太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井原翔太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第589号

東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目53番3号

債務者 ファームランドトレーディング株式会社

代表者代表取締役 土岐 邦久

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早川 学
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第590号

東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目53番3号

債務者 株式会社ピオテール

代表者代表取締役 土岐 邦久

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早川 学
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第591号

茨城県古河市仁連1314番地8

債務者 株式会社天土

代表者代表取締役 土岐 邦久

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早川 学
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第616号

東京都大田区大森西6丁目17-17

債務者 株式会社VONON

代表者代表取締役 呼元 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金山 裕亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第624号

東京都調布市深大寺東町2丁目17番地5

債務者 株式会社荒木工務店

代表者代表取締役 荒木 昭夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本澤 順子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第626号

東京都港区芝浦3丁目14番17号

債務者 ホワイトプロダクト株式会社

代表者代表取締役 渡邊 義紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 裕康
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第658号

東京都杉並区上荻1丁目4番10号

債務者 合同会社バリュー&エバリュエーション

代表者代表社員 中西 純一

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝吹 英太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第662号

東京都中央区銀座1-13-12-5階

債務者 株式会社BLANCOS

代表者代表取締役 権名 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 博規
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第663号

東京都千代田区内神田2丁目4番11号
債務者 有限会社新隆社
代表者代表取締役 山崎 栄作

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 夏子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第668号

東京都江戸川区新堀2丁目28番3号
債務者 株式会社ミカニプロジェクト
代表者代表取締役 武重千恵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木秀和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第766号

東京都港区芝3丁目29番9号
債務者 株式会社アイリス・エ
代表者代表清算人 占部建次郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島崎 伸夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第72号

千葉県船橋市山手1丁目1番3-211号
債務者 有限会社別宮組
代表者代表取締役 別宮 勝一

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1751号

千葉県市花見川区南花園2丁目8-10レグルス
新検見川303号
債務者 東邦トラスト株式会社
代表者代表取締役 渡邊 るみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2233号

千葉市中央区登戸1丁目24番地11号
債務者 京栄電設株式会社
代表者代表取締役 尾崎 一男

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 合間 利
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2262号

千葉県船橋市西習志野3丁目23番10号
債務者 株式会社シニアフィットネスプラン
代表者代表取締役 飯島 一秀

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湊 弘美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第221号

千葉県木更津市清見台南1丁目14番24号、主たる事業所の住所千葉県木更津市大和2丁目4番18号時の村21号館901号 藤浪方

債務者 株式会社フジナミ

代表者代表取締役 藤浪 慶次

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時45分

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第2222号

千葉県木更津市富士見2丁目1番2号、主たる事業所の住所千葉県木更津市大和2丁目4番18号時の村21号館901号 藤浪方

債務者 フジナミファッショシシーエス株式会社

代表者代表取締役 藤浪 慶次

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時45分

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第5443号

フィリピン共和国 首都圏(メトロ・マニラ) タギッグ市 ボニファシオ・グローバル・シティ フォーブスタウン・ロード ベラジオ・タワー3 30G号室、住民票上の最後の住所東京都大田区上池台2丁目10-5

債務者 シールズ・ティモシー・パトリック

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 衛藤 佳樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7706号

東京都渋谷区恵比寿西1丁目32番4号 パームヒルズ代官山2F

債務者 株式会社F2H Consulting

代表者代表取締役 薦 由宇

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島潤一郎

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第110号

東京都新宿区新宿5丁目11番30号 新宿第五葉山ビル6F

債務者 医療法人社団美昇会

代表者理事長 神澤 敏

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 繁史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後3時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第206号

東京都昭島市緑町3丁目23番12号

債務者 SRC建設株式会社

代表者代表取締役 佐藤 克弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石本 哲敏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第13号

富山県高岡市宝来町858番地1

債務者 株式会社石王丸紙業

代表者代表取締役 佐野 清美

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 毅
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時45分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第179号

静岡県富士市平垣本町15番20号
債務者 アチーブ・コーポレーション株式会社
代表者代表取締役 西野 護

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長橋 順
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時50分

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第55号

新潟県妙高市大字関川2282番地1
債務者 妙高株式会社
代表者代表取締役 荒井三ノ進

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白鳥 良一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午後1時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所高田支部

令和8年(フ)第2号

鳥取県米子市西福原7丁目6番32号
債務者 株式会社ふくよね
代表者代表取締役 赤尾 学

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所米子支部

令和8年(フ)第3号

宮崎県都城市都北町5068番地1
債務者 株式会社タワービルド
代表者代表取締役 福野 成人

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 悟
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 一般調査期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第1376号

京都市右京区北嵯峨北ノ段町81番地
債務者 有限会社アールスタッフ
代表者取締役 松浦 節子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沢 一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第15号

新潟市南区味方337番地
債務者 株式会社CS・WORKS
代表者代表取締役 高橋 歩

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 宏一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後2時40分

新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第6号

北海道川上郡弟子屈町美里5丁目18番9号
債務者 株式会社K. forestry
代表者代表取締役 小林 悠

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中井 拓人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後1時30分

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第329号

福島県郡山市三穂田町川田字大徳原1番地の138
債務者 株式会社M&Mコーポレーション
代表者代表取締役 涌沢 睦(旧姓富塚)

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 足立 龍太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後2時

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第138号

鳥取県境港市栄町96番地2
債務者 有限会社よしうら
代表者代表取締役 吉浦 丈太

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 百毛 公平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時30分

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第69号

愛媛県今治市山口甲6番地5
債務者 株式会社丸匠
代表者代表清算人 高田 厚子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野 真之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時30分

松山地方裁判所今治支部

令和8年(フ)第50号

札幌市豊平区美園9条7丁目3番7号 レガート美園702号室
債務者 合同会社波多野・高山建築設計事務所
代表者代表社員 波多野 現

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木場 知則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第5号

秋田県能代市浅内字浅内堤下74番地4
債務者 有限会社ヤマヤレストランフーズ
代表者取締役 山谷 知範

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時30分

秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第823号

静岡県清水区尾羽579番地の1
債務者 有限会社フラワースタイル
代表者取締役 松野 修

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 樹史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時50分

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第20号

鹿児島市下荒田4丁目8番6号
債務者 有限会社池井アンテナ工事店
代表者代表取締役 小林 智子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上川 清
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第6630号

大阪府東大阪市今米1丁目20番34号
債務者 株式会社ロックレリア
代表者代表取締役 安部 謙三

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植村 淳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第412号

和歌山市六十谷1338番地の18
債務者 株式会社ライフクリエ
代表者代表取締役 深瀬 智輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前10時

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第14号

岡山県倉敷市中畝10丁目8番15—2号
債務者 株式会社裕屋
代表者代表取締役 水田 裕也

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第781号

兵庫県尼崎市栗山町1丁目12番6号
債務者 株式会社マーテル
代表者代表清算人 西田 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第1号

奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺2番地の1
債務者 有限会社晃峻運送
代表者取締役 川上 博正

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 郷原 章裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第3号

奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺2番地の1
債務者 株式会社協栄運送
代表者代表取締役 川上 艶子

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星野さゆり
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時40分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年(フ)第28号

大阪府松原市天美西4-190-3-101、商業
登記簿上の本店所在地大阪府松原市天美我堂
七丁目519番地
債務者 株式会社Mana
代表者代表取締役 吉村久美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 匡秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第714号

兵庫県芦屋市岩園町2番24号
債務者 東紅産業株式会社
代表者代表取締役 姫井 繁男

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀若 浩幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前11時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第21号

香川県坂出市富士見町2丁目5番3号
債務者 有限会社大和タクシー
代表者代表取締役 山下 勝久

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 研也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第901号

埼玉県春日部市上蛭田260番地1
債務者 株式会社小竹商会
代表者代表取締役 小竹 靖章

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮内 法男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第138号

大阪市西区江之子島1丁目7番3号
債務者 株式会社メディカル・タスクフォース
特別代理人 弁護士 林 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 胡 健介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時50分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第37号

大阪府泉大津市虫取町1丁目19番18号
債務者 株式会社H&M
代表者代表取締役 奥野 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高畑豪太郎
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第149号

愛媛県西条市大町844番地15 J O Yステージ3F
債務者 沖 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 裕章
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第198号

福島県伊達郡川俣町字壁沢23番地県営壁沢団地25-1、従前の住所福島市笹谷字南金屋22番地の3
債務者 千葉 景美

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森谷 吉博
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第897号

埼玉県越谷市大字袋山573番地10
債務者 武井 佑太

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若生 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年(フ)第7号

千葉県君津市郡1丁目16番23号 101
債務者 中越 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石垣 祐一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第8号

千葉県木更津市畑沢南2丁目20番1号
債務者 川勝 宏人

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳原 悠介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第60号

神戸市中央区二宮町2丁目4番2-1号、前住所兵庫県西宮市苦楽園一番町12番5号
債務者 伊原 祐治

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長城 紀道
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第73号

千葉県船橋市行田町49番地14 ロイヤルシャトー船橋304号
債務者 別宮 勝一

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第182号

千葉県君津市西原590番地
債務者 伊藤 友宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
千葉県地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第226号

千葉県木更津市日の出町100番地177
債務者 春川 智雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 盾暁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
千葉県地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第2174号

千葉市花見川区南花園1丁目20番15号 ワ
コーエレガンス新検見川203号
債務者 福井 理恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤なつき
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2221号

千葉県八千代市勝田台4丁目13番地9
債務者 大野 由侑

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本橋 瞳美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2209号

千葉県市原市辰巳台東5丁目2番地15 第8
キャッスルコーポD棟301号
債務者 金内興喜雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 泰斗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2250号

千葉県市川市新田2丁目5番11-101号 (ル
ピナス新田)
債務者 杉本 弘光

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 祐輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2263号

千葉県船橋市西志志野3丁目23番10号
債務者 飯島 一秀

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湊 弘美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第38号

島根県邑智郡邑南町出羽293番地5、住民票
上の前住所島根県浜田市三隅町西河内472番
地13
債務者 西藤 俊二

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松永 直也

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第1876号

千葉県市原市西広6丁目20番地33
債務者 森宮眞由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中井 淳一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1973号

千葉市美浜区真砂3丁目13番4棟303号
債務者 横道 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 雄介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第223号

千葉県木更津市大和2丁目4番18-901号、
前住所千葉県木更津市清見台南1丁目14番24
号
債務者 藤浪 慶次

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
千葉県地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第17号

広島市西区竜王町8番1-311号
債務者 森本 雄介

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 八束
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第173号

鳥取県鳥取市覚寺425番地の1、(住民票上の
住所)鳥取県鳥取市覚寺426番地
債務者 西村 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後3時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第336号

沖縄県中頭郡読谷村字古堅76番地2 古堅村
営住宅 A-302
債務者 知念 直也

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 達彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後1時10分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（フ）第126号

広島県呉市安浦町水尻2丁目5番23号
債務者 尾崎 里美

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平元 陽亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
広島地方裁判所呉支部

令和8年（フ）第4号

宮崎県都城市横市町5791番地6
債務者 福野 成人

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 悟
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 一般調査期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和8年（フ）第31号

千葉県船橋市中野木1丁目7番4-203号
債務者 松本 彪悟（旧姓石井）

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒坂あやの
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第62号

千葉県八千代市大和田1005番地9 エーデルTD202
債務者 吾妻 導子

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 紘人
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第52号

千葉市花見川区長作町630番地4
債務者 高橋 正喜

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 浩平
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第18号

千葉県印旛郡栄町酒直台1丁目8番16号
債務者 長嶋 祥子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保佳織
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第8号

長崎県西彼杵郡長与町三根郷520番地71、旧住所佐賀県武雄市北方町大字志久1587番地8
債務者 馬場 愛美（旧姓戸村）

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 悠人
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**令和8年（フ）第629号**

東京都目黒区下目黒1丁目4-19-305
債務者 宮部 匠

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第667号

東京都北区桐ヶ丘2丁目16-2-707
債務者 菊池 美枝

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第677号

東京都中野区大和町2丁目6-3-201
債務者 伊藤 春夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第681号

東京都江戸川区北篠崎1丁目5-22 第1コーポ須原201
債務者 高野 孝夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第710号

神奈川県横浜市南区高砂町1丁目7-1-904
債務者 山本麻友美

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第712号

東京都板橋区向原1丁目20-3 向原荘B棟101
債務者 西野 幹也

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第715号

東京都練馬区中村南2丁目25-21-310
債務者 山本 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第717号

東京都杉並区永福3丁目54-4-202
債務者 伊藤 仁美

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第722号

東京都港区芝浦4丁目2-22-1019
債務者 朝比奈拓子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第727号

東京墨田区緑4丁目4-5-702

債務者 濱田有希乃

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第729号

東京都荒川区東日暮里3丁目13-12 COCOCUBE東日暮里II101

債務者 松丸 貴亮

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第731号

東京都大田区矢口1丁目19-5-203

債務者 柳沢千恵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第734号

東京都江東区塩浜2丁目11-6 新幸荘1-222

債務者 霞 彩花

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで

- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第735号

東京都杉並区高井戸西1丁目12-1 浴風園

債務者 高橋 静子

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第785号

東京都目黒区東が丘1丁目21-15-421

債務者 長谷川静香

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第786号

東京都調布市緑ヶ丘1丁目35-1 ミケル白百合II 205

債務者 原田 香

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第795号

東京都港区港南4丁目2-4-1222

債務者 堀野 弘明

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6589号

大阪市浪速区下寺2丁目1番3-504号

債務者 岩瀬 泰樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第714号

東京都北区滝野川2丁目11-4-202

債務者 木村 浩之

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月14日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第732号

東京都板橋区大山西町44-5-105

債務者 永瀬 雅之

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月14日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第12号

島根県松江市大正町414番地 コーポスズキ208号室

債務者 山崎由里子

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午前11時

松江地方裁判所民事部

令和8年(フ)第14号

島根県松江市西津田3丁目1番55号 メゾン・アソシエート201

債務者 伊東 静香

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午前10時

松江地方裁判所民事部

令和8年(フ)第679号

東京都練馬区石神井町1丁目1-44-104

債務者 土田 一男

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第680号

東京都練馬区石神井町1丁目1-44-104

債務者 土田 早苗

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第684号

東京都荒川区東尾久4丁目41-5-106

債務者 石津 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第685号

東京都杉並区成田東3丁目19-29 平成ハイッ

債務者 西俣 芳雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和7年(フ)第221号

群馬県太田市東新町490番地1 メゾンアヴェニールB-203号

破産者 渡部 陽久

- 1 主文 当裁判所が令和8年1月15日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者(破産者)の住所中に「メゾンヴェニール」とあるのを、「メゾンアヴェニール」と更正する。
- 2 決定年月日 令和8年1月28日

前橋地方裁判所太田支部

破産手続終結

令和6年(フ)第742号

千葉県花見川区さつきが丘2丁目1番地5

クレアトル107号、開始決定時の住所千葉県

市稲毛区長沼町226番地6

破産者 若生 哲也

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第961号

千葉市中央区矢作町927番地18、開始決定時

の住所千葉市中央区港町25番15号

破産者 斉藤 拓海

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1407号

千葉市若葉区大宮台2丁目24番6号

破産者 藤田 猛

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第438号

北海道江別市東野幌385番地1

破産者 有限会社細川組

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1363号

札幌市西区琴似1条5丁目4番24号

破産者 株式会社DON企画

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第584号

(最後の住所)岡山市南区箕島1021番地

破産者 被相続人亡田中第三相続財産

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第538号

鹿児島市星ヶ峯1丁目7番9号

破産者 有限会社星和商会

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和4年(フ)第133号

鹿児島県霧島市溝辺町崎森1102番地10

破産者 霧島建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第83号

茨城県つくば市谷田部2265番地1

破産者 株式会社江原工業所

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第84号

茨城県つくば市吾妻3-13-9 (スズキビル)

破産者 Jake Ito Products

Design 株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第3330号

静岡県浜松市中央区安松町10番地の3

破産者 ネオプライム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4543号

東京都品川区東品川1丁目32番3号 アイ

ルサイドテラス502

破産者 株式会社ほん

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1168号

栃木県さくら市喜連川5547 喜連川社会復帰

促進センター収容中、破産手続開始決定時の

住所東京都三鷹市野崎3丁目17番6号

破産者 金 千夏樹

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1363号

東京都小金井市本町1丁目15番20号

破産者 石川 清美

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第217号

富山市羽根46番地の1

破産者 今田塗装工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第77号

静岡県浜松市中央区若林町335番地
破産者 株式会社さがみ園

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和4年（フ）第135号

栃木県栃木市岩舟町静3927番地3
破産者 有限会社川清商店

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年（フ）第2737号

名古屋市中区丹後通4丁目11番地
破産者 株式会社よこい鳳月

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第36号

名古屋市中区大須3丁目29番22号
破産者 合資会社近江屋

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第285号

岡山県倉敷市藤戸町天城2171番地
破産者 有限会社星島齊一商店

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年（フ）第386号

福岡県行橋市北泉4丁目14番17号
破産者 株式会社舩尾食肉産業

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和5年（フ）第101号

沖縄県那覇市古島1丁目1番地の2
破産者 合資会社泉エンジニアリング

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年（フ）第257号

静岡県磐田市天龍1103番地1
破産者 三州木材株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第221号

岡山県倉敷市真備町川辺1446番地10
破産者 株式会社Peace Banner

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年（フ）第326号**

北海道恵庭市恵央町8番6
破産者 野口 俊江

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第439号

北海道江別市東野幌385番地
破産者 細川 隆夫

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第106号

新潟県新発田市富塚町2丁目6番23号12
破産者 渡邊 真紀

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年（フ）第260号

愛知県岩倉市東町藤蔭112番地
破産者 山田 博

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年（フ）第1494号

京都府向日市寺戸町東野辺1番地の4、破産手続開始決定時の住所京都府向日市寺戸町東野辺1番地の39
破産者 山内 宏文

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年（フ）第86号

広島県呉市三和町2番11号 103号室、開始決定時の住所広島県呉市市東中央3丁目4番2号
破産者 重田 栄作

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和5年（フ）第80号

沖縄県那覇市字国場1190番地4 田井ビル102、前住所沖縄県島尻郡久米島町字大原96番地
破産者 新垣 充紀

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第17号

茨城県守谷市大山新田149番地1 特別養護老人ホームやまゆりの郷、住民票上の住所茨城県守谷市松前台五丁目6番地7
破産者 山田 浩子

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年（フ）第161号

群馬県伊勢崎市田中島町1448番地1 ハイツ貴201
破産者 新井 萌里

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第215号

富山市堀川町803番地 市営住宅4棟205号、
従前の住所富山市堀川小泉町749番地2 セ
ジュール堀川201号、開始決定時の住所富山
市本郷町226番地3
破産者 井上 聡

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第218号

富山市羽根46番地1
破産者 今田 徹

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第78号

富山県南砺市細野355番地
破産者 田中 勇孝

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第87号

富山県高岡市中川1丁目2番24号
破産者 乃村堂こと 野村 広清

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第8号

京都市右京区嵯峨野宮ノ元町49-9 グラン
シャリオ嵯峨野1 103号、開始決定時の住
所京都市右京区西京極東町2番地1 西京極
団地8号棟 502号
破産者 箕部 邦明

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第479号

相模原市南区上鶴間本町4丁目51番19号
ファミリーS&S203号
破産者 組橋 寛基

- 1 決定年月日 令和8年2月3日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第673号

川崎市川崎区田町3丁目8番8号 A L I C
E 105
破産者 川本 秀士

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第608号

相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミ
ネンスビル202 KMN南橋本4号室、開始
決定時の住所相模原市中央区富士見4丁目8
番8号 チェリーハウス101号室
破産者 松井 由華

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第63号

熊本市北区鶴羽田4丁目12番32号 ウイング
鶴羽田202、開始決定時の住所熊本市北区鶴
羽田3丁目8番89-1号
破産者 川野 俊博

- 1 決定年月日 令和8年2月4日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第643号

札幌市東区北33条東16丁目1番1-306号
破産者 天羽恵利奈

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第48号

宮城県大崎市田尻蕨栗字大久保東10番地、住
民票上の住所宮城県大崎市岩出山字細峯50番
地185
破産者 岩井 誠

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第69号

宮城県大崎市古川浦町11番32号
破産者 狩野 きえ

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第74号

山形県米沢市舘山5丁目1番29号
破産者 田中 真士

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第206号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2943番地15
高橋アパート2F A、前住所長野県下高井
郡山ノ内町大字夜間瀬4518番地
破産者 山岸 一也

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第84号

長野県上水内郡飯綱町大字普光寺1213番地
4、旧住所長野市中越2丁目5番8号 サン
ビレッジ中越A棟101
破産者 大川 祐矢

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第144号

兵庫県姫路市東雲町5丁目1番地21 東雲K
マンション205号
破産者 ガーデンAKIこと 矢野 孝司

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第274号

北九州市小倉北区足原1丁目6番4号
破産者 土居 修

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第301号

北九州市小倉南区沼緑町1丁目6番2号
破産者 浜辺 義孝

- 1 決定年月日 令和8年2月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第175号

金沢市伏見台1丁目2番2号 シティハイム
ノーブル201号
破産者 愛地身江子

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第269号

愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字下加賀野
30番地、開始決定時の住所静岡県磐田市市龍
1103番地1
破産者 杉林 敬之

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第149号

静岡県浜松市中央区神田町774番地 ビレッ
ジハウス江西3号棟404号室、破産開始決定
時の住所浜松市中央区富塚町670番地の1
藤和シティコープ富塚512号
破産者 田村 浩

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第149号

北九州市八幡東区祇園3丁目4番21—503号
破産者 谷川 晴紀

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第111号

長崎県長崎市新戸町3丁目8番20—303号
破産者 糸瀬 友作

- 1 決定年月日 令和8年2月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期日****令和7年(フ)第109号**

福岡県築上郡吉富町大字楡生165番地1 ト
レステラ花みず木 301号
破産者 末吉 浩樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午前10時50分
令和8年2月3日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第114号

福岡県築上郡築上町大字櫛原1342番地
破産者 要 貴志

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午前10時40分
令和8年2月3日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第909号

北九州市八幡西区黒崎1丁目13番14号
破産者 有限会社オサムラ

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後3時30分
令和8年2月5日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第186号

群馬県安中市板鼻439番地、手続開始時の住
所群馬県高崎市浜川町208番地1

- 破産者 鈴木 信雄
- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年4月27日午前10時10分
令和8年2月5日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第26号

兵庫県丹波篠山市宮田175番地
破産者 井階あゆみ

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時
令和8年2月5日 神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第815号

福岡県中間市中央3丁目11番23号 ソフィア
102号、申立時の住所北九州市小倉北区朝日
ヶ丘11番17—203号

- 破産者 塩塚 力
- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年4月16日午後2時30分
令和8年2月4日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第177号

山梨県甲州市塩山上塩後692番地
破産者 株式会社昭和ドレス塩山研究所

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月19日午前11時30分
令和8年2月4日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1331号

大阪市東淀川区東中島1丁目21番24号 グラ
ンクレ新大阪402号室、住民票上の住所大
阪府羽曳野市高鷲3丁目4番6号

- 破産者 前園 浩一
- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月14日午後2時40分
令和8年2月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第592号

北九州市門司区田野浦2丁目14番9号
破産者 株式会社ウィズ

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後2時
令和8年2月5日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1784号

札幌市白石区栄通5丁目1番12号 スマート
ワン南郷105号
破産者 中山 大輔

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午前10時15分
令和8年2月5日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第193号

群馬県前橋市六供町2丁目27番地20
破産者 堤 一文

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月7日午後1時30分
令和8年2月6日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第1344号

京都市伏見区横大路下三栖辻堂町45番地
破産者 暁新日本建設株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午後1時20分
令和8年2月6日
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第1347号

大津市伊香立向在地町171番地
破産者 株式会社久世機械工業

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午後1時20分
令和8年2月6日
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第3871号

大阪市平野区長吉長原2丁目6番11号
破産者 株式会社コウデン

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時40分
令和8年2月5日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第26号

佐賀県杵島郡江北町大字山口5408番地4

破産者 黒岩 信博

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前11時
令和8年2月6日 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年（フ）第92号

兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の24

破産者 有限会社吉田建材

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前10時50分
令和8年2月5日 神戸地方裁判所社支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和5年（フ）第144号

宮崎県都城市志比田町4982番地1 リアンミルベ108号室

破産者 濱田 光明

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで
令和8年2月5日 宮崎地方裁判所都城支部

債権者集会招集

令和7年（フ）第5091号

大阪府豊中市新千里北町2丁目5番4号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市東泉丘4丁目3番4-504号

破産者 有限会社アリラン亭

- 1 期日 令和8年3月23日午後1時30分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和8年2月2日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5092号

大阪府豊中市新千里北町2丁目5番4号

破産者 杉本守こと PARK MANJO 朴 萬潮

- 1 期日 令和8年3月23日午後1時30分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和8年2月2日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5095号

大阪府豊中市新千里北町2丁目5番4号

破産者 永井 京子

- 1 期日 令和8年3月23日午後1時30分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告

令和8年2月2日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第16号

北海道浦河郡浦河町大通3丁目14番地2

破産者 有限会社タカオ

異議申述期間 令和8年4月2日まで

令和8年2月5日

札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和7年（フ）第2242号

名古屋市天白区平針4丁目2801番地 メゾン・ド・リリーク103号、従前の住所愛知県高浜市青木町7丁目5番地6 チッタ高浜208

破産者 阿部 誠

異議申述期間 令和8年4月2日まで

令和8年2月5日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第4857号

大阪府茨木市橋の内1丁目13番4号

破産者 澤井通信こと 澤井 信夫

異議申述期間 令和8年4月2日まで

令和8年2月5日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第291号

北海道稚内市緑5丁目9番10号

破産者 古川 陽子

異議申述期間 令和8年4月3日まで

令和8年2月6日

旭川地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年（フ）第6159号

東京都世田谷区上馬3丁目15-8-102

破産者 山崎 博司

免責意見申述期間 令和8年4月13日まで

令和8年2月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1622号

東京都武蔵野市中町1丁目19番20号アソルティ三鷹5F

破産者 村田 寛騎

免責意見申述期間 令和8年4月21日まで

令和8年2月5日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第2号

静岡県榛原郡吉田町神戸3277番地の2

清算株式会社 株式会社フジタ

代表清算人 藤田 相司

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所民事第2部

特別清算終結

令和6年（ヒ）第8号

茨城県土浦市御町2丁目13番3号

清算株式会社 日本サポートシステム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

令和7年（ヒ）第14号

静岡県藤枝市高柳1627番地の1

清算株式会社 株式会社エムテック

代表清算人 水野 進

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙の「基準債権額」の金額に応じて按分して弁済する。

- 2 前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、各協定債権者の負担とする。

- 3 協定債権者のうちしずおか焼津信用金庫及び静岡県信用保証協会は、第1項及び第2項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
- 4 第1項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙の「基準債権額」の金額の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

静岡地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年（再イ）第211号

さいたま市西区大字宝来641番地1

再生債務者 白川 裕二

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月11日から令和8年3月18日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第2号

神奈川県平塚市代官町8番1-401号 エステート鹿島

再生債務者 土屋 陽英

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第61号
岐阜県関市市平賀726番地44
再生債務者 田原 勝

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第22号
北海道伊達市弄月町241番地15
再生債務者 伊藤 宝彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月23日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第139号
千葉県松戸市上本郷2677番地の110
再生債務者 清水 達夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第2号
千葉県松戸市殿平賀211番地の19 ジョイフル北小金304号
再生債務者 松野 友飛

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第11号
千葉県松戸市小金原8丁目9番地の62
再生債務者 大塚 健太

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第5号
三重県四日市市日永西5丁目16番10号
再生債務者 相野田 久

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第52号
滋賀県東近江市市山上町3597番地3
再生債務者 よつば整体院こと 緒方 友香

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和8年(再イ)第1号
長崎県長崎市千歳町6番24号 ハイツちとせ302号
再生債務者 谷口 恭平

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第136号
千葉県柏市南逆井2丁目18番33号
再生債務者 橋場 康範

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月23日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第63号
千葉県佐倉市井野1467番地6
再生債務者 荒井 優子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月2日まで

令和8年2月5日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第49号
愛知県稲沢市市場本町1丁目5番地1 M A I S O N B E A U 隅田601
再生債務者 大川 竜宜

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで

令和8年2月3日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第55号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江上沼1番地55
再生債務者 大竹 勝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで

令和8年2月3日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第61号
愛知県一宮市八幡2丁目6番1号
再生債務者 鈴木 健司

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで

令和8年2月3日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第103号
埼玉県所沢市大字久米1372番地の56
再生債務者 廣瀬 紘治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

令和8年2月4日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第62号
愛知県一宮市木曾川町黒田字籠守西73番地
再生債務者 戸田 圭子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第455号
大阪府大東市三箇3丁目11番47号 L U A N A 304号
再生債務者 横 一樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第521号
大阪市生野区勝山北1丁目18番2号
再生債務者 田中 明美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第547号
大阪府吹田市青葉丘北2番1—210号
再生債務者 桑鶴 貴子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第556号
大阪市住之江区新北島6丁目2番43号 ツインフォレスト住之江1番館 203
再生債務者 西野 隆平

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第19号

香川県坂出市江尻町1131番地1
再生債務者 前田 晃治
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
4日まで
令和8年2月4日 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年（再イ）第156号

横浜市保土ヶ谷区狩場町26番地1 コープ保
土ヶ谷A-413号
再生債務者 宮本 匡史
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年2月6日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第188号

横浜市瀬谷区相沢2丁目57番地2 キャッス
ル平本Ⅱ 103
再生債務者 宮腰まゆみ
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年2月6日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第211号

神奈川県藤沢市辻堂東海岸2丁目7番7号
メゾンRS202
再生債務者 寺川 美月
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年2月6日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第195号

千葉県花見川区幕張町4丁目27番地 ベルル
幕張式番館409号
再生債務者 増井 達巳
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第196号

千葉県八千代市村上1113番地1 1街区14棟
401号
再生債務者 熱田 龍一
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月5日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第12号

千葉県茂原市高師266番地75
再生債務者 宮崎 俊洋
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月6日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和7年（再イ）第327号

東京都大田区萩中1-7-20-733
再生債務者 寺崎みゆき
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月5日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第31号

栃木県佐野市田沼町943番地12
再生債務者 竹越 章浩
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
25日まで
令和8年2月4日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（再イ）第74号

川崎市多摩区東生田2丁目3番17号 プラン
ドール向ヶ丘 103
再生債務者 越智 正幸
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
25日まで
令和8年2月4日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第11号

岩手県奥州市水沢台町1番49号
再生債務者 高橋 祥
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年2月6日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年（再イ）第13号

岩手県奥州市衣川下大森35番地2
再生債務者 菅原 進冨
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年2月6日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年（再イ）第15号

宮城県石巻市三和町8番7号
再生債務者 氏家 浩之
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年2月5日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和7年（再イ）第156号

埼玉県加須市南篠崎991番地5
再生債務者 伊藤 春広
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年2月5日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第30号

茨城県取手市神浦10番地2
再生債務者 齊藤幸之助
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年2月6日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年（再イ）第110号

東京都三鷹市井口4丁目4番51号第5田中荘
チ
再生債務者 畑野 桂子
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年2月6日
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第18号

長野県諏訪市小和田16番6号
再生債務者 藤森 隆之
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年2月6日 長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（再イ）第25号

静岡県浜松市中央区葵西1丁目4番41号
再生債務者 加藤 順平
1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年2月6日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年（再イ）第42号

佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2184番地2 県営
住宅A146
再生債務者 古賀 麻紀
1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年2月6日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第111号

千葉県我孫子市本町2丁目7番17-603号
カメラア7ビル
再生債務者 佐藤 雅彦
1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日
付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
3日まで
令和8年2月3日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第28号

石川県白山市鶴来水戸町3丁目74番地1
再生債務者 本多 志保

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月6日 金沢地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第39号

奈良県大和郡山市新町848番地9
再生債務者 草薨 友春

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日 奈良地方裁判所

令和7年（再イ）第42号

奈良市帝塚山南3丁目10番7号
再生債務者 小田 浩光

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月4日まで
令和8年2月4日 奈良地方裁判所

令和7年（再イ）第24号

群馬県高崎市高岡町233番地13
再生債務者 悴田 詩織

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（再イ）第97号

千葉県鎌ヶ谷市東中沢3丁目24番47-7号
再生債務者 椎橋ジョエル一樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第107号

千葉県野田市東宝珠花391番地5（前住所）
千葉県野田市親野井112番地4
再生債務者 細井あゆみ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第50号

福井県坂井市春江町大牧第2号12番地21
再生債務者 前川 博和

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日 福井地方裁判所

令和7年（再イ）第40号

長野県安曇野市豊科高家6447番地2 パインズエクセル101号室
再生債務者 牧石 紘典

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日 長野地方裁判所松本支部

令和7年（再イ）第85号

大阪府藤井寺市沢田1丁目8番18号
再生債務者 雪野 隆

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第87号

堺市中区深井中町311番地4 1棟1003号（住民票の住所）堺市中区深井水池町3127番地2
リバーズマンション207号
再生債務者 村田 佳則

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第8号

沖縄県名護市字為又823番地1 ピアンテJ
UN201号室
再生債務者 大城 康桐

令和7年（再イ）第8号

沖縄県名護市字為又823番地1 ピアンテJ
UN201号室
再生債務者 大城 康桐

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日 那覇地方裁判所名護支部

令和7年（再イ）第43号

北海道旭川市永山1条17丁目1番1-1206号
市住1206号
再生債務者 柴田 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日 旭川地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第3号

北海道網走市潮見2丁目9番7号 アステールC204
再生債務者 仁義 真矢

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日 釧路地方裁判所網走支部

令和7年（再イ）第17号

島根県松江市西津田3丁目1番5-203号サ
ヴァンパレス西津田（前住所）島根県松江市
東朝日町151番地39メゾンエクレート301号室
再生債務者 石原 優大

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日 松江地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第122号

京都府長岡京市粟生田内26番地 シャームゾ
ン田内 C106
再生債務者 木村 篤也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月6日
京都地方裁判所第5民事部再生係

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第2号

北海道紋別郡滝上町字オシラネツ原野北2
線15番地
再生債務者 長屋 直人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで
令和8年2月4日 旭川地方裁判所紋別支部

令和7年（再イ）第3号

北海道紋別郡興部町字沙留319番地の8
再生債務者 内田 勝治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月11日まで
令和8年2月4日 旭川地方裁判所紋別支部

令和7年（再イ）第43号

滋賀県蒲生郡日野町大字松尾1583番地 ボ
ナール大澤I107号
再生債務者 錦 勇人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月5日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年（再イ）第64号

熊本市西区小島3丁目13番10号
再生債務者 川口 文子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月25日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月25日まで
令和8年2月4日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第12号

新潟県村上市田端町10番5号
再生債務者 田中 秀治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月15日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月26日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
令和8年2月5日
新潟地方裁判所新発田支部

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（再イ）第25号

神戸市東灘区魚崎北町5丁目2番18号
再生債務者 高階 裕介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
令和8年2月5日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第77号

北九州市小倉南区中吉田4丁目23番26号
再生債務者 山本 智二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
令和8年2月5日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第71号

新潟市秋葉区柄目木1616番地15
再生債務者 井浦 清

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月27日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第29号

徳島県鳴門市大麻町松字中山田13番地74
再生債務者 三木 康寛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月27日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日 徳島地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第22号

愛媛県新居浜市中村1-9-11 中村Lコーポ2-B号
再生債務者 神野 広樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月27日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年2月6日 松山地方裁判所西条支部

令和7年（再イ）第124号

広島市佐伯区藤垂園22番17号
再生債務者 畷本 由佳

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第4号

鹿児島県鹿屋市寿8丁目13番44-1号
再生債務者 上原 節子（旧姓油木田）

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月5日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和7年（再イ）第23号

青森県黒石市大字牡丹平字稲荷澤下5番地4
再生債務者 佐藤 雪乃（旧姓古木）

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日 青森地方裁判所弘前支部

令和7年（再イ）第41号

広島市中区江波東2丁目3番8-203号
再生債務者 矢嶋 純子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日
広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第31号

宮崎市下北方町戸林5273番地48
再生債務者 山下 大輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第36号

宮崎市吾妻町151番地5 アルテマイスターイオ301号
再生債務者 西村美智子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月6日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第51号

兵庫県明石市大久保町谷八木912番地の1
メゾン・ド・エフ1102号
再生債務者 勝又 貴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月5日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第423号

東京都江戸川区一之江6-9-37-903
再生債務者 清水 亮介

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年2月5日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和8年（再口）第1号

川崎市麻生区岡上4丁目6番31号 リリエンハイムB 203
再生債務者 坪井 丈顕

- 1 決定年月日時 令和8年2月4日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年4月1日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再口）第10049号

東京都世田谷区代沢3-11-19
再生債務者 石川 雅彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第26号

大阪市天王寺区東高津町9番12号 カールトンサン602号
再生債務者 福本 恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再口）第1号

広島県福山市曙町4丁目9番16-307号
再生債務者 岩佐 達郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだささい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてくだささい。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてくだささい。

令和 7 年 (子) 第 4 号

沖繩県那覇市前島 3 丁目 11 番 1 号
申立人 ホテリルゾネックス名護株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区井草 1 丁目 14 番 10 号
所在等不明共有者 國久 富嗣
届出期間満了日 令和 8 年 6 月 2 日
令和 8 年 2 月 2 日 那覇地方裁判所名護支部
(別紙) 物件目録
(一棟の建物の表示)
所在 名護市宇山入端 247 番地 1
建物の名称 リゾネックス名護
(専有部分の建物の表示)
家屋番号 宇山入端 247 番 1 の 401
建物の名称 401
種類 共同住宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
床面積 4 階部分 449.02 平方メートル
(敷地権の目的である土地の表示)
土地の符号 1
所在及び地番 名護市宇山入端 砂田原 247 番 1
地目 宅地
地積 2929.89 平方メートル

(敷地権の表示)
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 1740 分の 144
所在等不明共有者 國久富嗣の共有持分 432 分の 3

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだささい。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (子) 第 6 号

千葉県船橋市前原 5 丁目 37 番 17 号
申立人 福島 昇
住所・居所 不明
所有者 日下 里吉
届出期間満了日 令和 8 年 3 月 30 日
令和 8 年 1 月 30 日 前橋地方裁判所高崎支部
(別紙) 物件目録
所在 高崎市日高町字村西
地番 185 番
地目 墓地
地積 16 平方メートル
令和 7 年 (子) 第 3 0 3 6 号
東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号
申立人 東京都知事 小池百合子
住所・居所 不明
(戸籍の附票の除票の原本上の住所地) 東京都日野市百草 999 番地 百草団地 242-1-102
所有者 亡須藤千鶴子相続人亡須藤仁相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 4 月 2 日
令和 8 年 2 月 2 日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 東京都大島町差木地字余川
地番 178 番 3
地目 山林
地積 577 平方メートル
(亡須藤千鶴子相続人亡須藤仁相続財産持分 36 分の 1)

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することをいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、四法人の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲、乙、丙及び丁それぞれの主たる事務所に備え置いておきます。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県遠田郡美里町中埴字堅街道五番地 1
(甲) 農事組合法人中埴ファーム育み
理事 岡野 吉男

宮城県遠田郡美里町中高城字土手前三番地 1
(乙) 農事組合法人タカギ農産
理事 日下 浩一

宮城県遠田郡美里町中埴字満海壇一・二番地
(丙) 農事組合法人中田アグリ
理事 門間 哲雄

宮城県遠田郡美里町中埴字高畑一・四番地
(丁) 農事組合法人サンファームあかと
理事 西郡 広之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <http://www.neoald.co.jp>
令和 8 年 1 月 17 日

東京都千代田区紀尾井町三番 二二号
(甲) 株式会社パピレス
代表取締役 松井 康子
東京都千代田区紀尾井町三番 二二号
(乙) 株式会社ネオアルド
代表取締役 福井 智樹

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。

効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第一項の規定により、それぞれの株主総会の承認を得ないでこの合併を行います。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 令和 7 年 6 月 23 日付官報一〇一頁 (号外第一三九号)
令和 8 年 2 月 17 日
東京都千代田区神田練堀町三番地

(甲) 東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原 弘治
東京都港区新橋五丁目一三番一五号
(乙) エス・ティー・エル株式会社
代表取締役 松田 光生

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和 8 年 1 月 22 日に終了しております。

甲及び乙は共通の親会社の完全子会社同士ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 令和 7 年 5 月 22 日付官報八十頁 (号外第一二二号)
(乙) 令和 7 年 6 月 25 日付官報一〇三頁 (号外第一四三三号)
令和 8 年 2 月 17 日

東京都千代田区神田松永町二〇番地
(甲) 加賀テバイス株式会社
代表取締役 鈴木 克敏
東京都千代田区神田松永町二〇番地
(乙) 株式会社エクスセル
代表取締役 池田 光仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二日

掲載頁 一四五頁(号外第一五一号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一三三頁(号外第一六六号)

令和八年二月十七日

東京都台東区上野五丁目八番五号

(甲) オート化学工業株式会社

代表取締役 大熊 千之

東京都台東区東上野三丁目一五番五号

(乙) ダイアポンド工業株式会社

代表取締役 水野 良彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十日

掲載頁 二頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十日

掲載頁 三頁

令和八年二月十七日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一十号

(甲) AVITA株式会社

代表取締役 石黒 浩

東京都千代田区九段南四丁目二番一〇号小

(乙) 株式会社エーラボ

代表取締役 三田 武志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.senkogrouphd.co.jp/>

(乙) <https://www.senkogrouphd.co.jp/>

令和八年二月十七日

東京都江東区潮見二丁目八番一〇号

(甲) センコー商事株式会社

代表取締役 堤 秀樹

東京都江東区潮見二丁目八番一〇号

(乙) 株式会社SENKO International Trading

代表取締役 中嶋 康善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)ともに

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月九日

掲載頁 五十八頁(号外第二十八号)

令和八年二月十七日

東京都中央区日本橋人形町一丁目六番一〇号

(甲) 株式会社MONOBATON

代表取締役 三谷 博己

東京都中央区日本橋人形町一丁目六番一〇号

(乙) 株式会社ケンツ

代表取締役 三谷 博己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九条第一項、乙は同第七八条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有してありますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十九日

掲載頁 九十三頁(号外第一七二号)

令和八年二月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二二号

(甲) エムキャップ十七号株式会社

代表取締役 市原 康隆

東京都千代田区東神田二丁目五番一五号

(乙) ジェイフィルム株式会社

代表取締役 高岡 祐介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月九日

掲載頁 五十八頁(号外第二十八号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月九日

掲載頁 五十七頁(号外第二十八号)

令和八年二月十七日

東京都東村山市栄町二丁目二九番地六

(甲) 株式会社一休

代表取締役 金子 清範

東京都東村山市栄町二丁目三〇番地九

(乙) 株式会社アドバンス

代表取締役 金子 清範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.ndenshi.jp/sta01/>

(乙) <http://www.ndenshi.jp/rtd04/>

令和八年二月十七日

静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目一八番一十号

(甲) 静菱テクニカ株式会社

代表取締役 山根 靖正

群馬県太田市岩松町八〇〇番地

(乙) 菱馬テクニカ株式会社

代表取締役 富永 尚史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.hekishin.jp>

(乙) <https://www.hekishin.jp>

令和八年二月十七日

愛知県安城市今本町四丁目七番三三

(甲) へきしん信用保証株式会社

代表取締役 富田 一守

愛知県安城市今本町四丁目七番三三

(乙) へきしんリース株式会社

代表取締役 加藤 浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.senkogrouphd.co.jp/>

(乙) <https://www.senkogrouphd.co.jp/>

令和八年二月十七日

大阪府北区大淀中一丁目一番三〇号

(甲) センコー株式会社

代表取締役 大越 昇

東京都江東区潮見二丁目八番一〇号

(乙) 株式会社ゼロプランズ

代表取締役 赤堀 裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継し乙及び丙は解散することにいたしました。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 一九六頁(号外第一三三三号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

掲載頁 一二六頁(号外第一二五号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 一七二頁(号外第一三三三号)

令和八年二月十七日

大阪市北区与力町七番五号

(甲) 福西電機株式会社

代表取締役 岩本 秀宣

京都市南区吉祥院西ノ庄西中町四六番地の二

(乙) パナソニック電材京都株式会社

代表取締役 山田 純

奈良市大森西町二番三三

(丙) 中谷電気株式会社

代表取締役 伴野 圭司

左記会社は吸収分割して甲は乙のクラウド事業及び葬儀人材紹介事業に關して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の中学・高校向けの模擬試験・添削を中心とした学習サービスの提供、ならびに大学・企業向けの添削を中心とした学習サービスの提供にかかわる事業に關する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載頁 九十三頁(号外第一六二二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載頁 九十三頁(号外第一六二二号)

令和八年二月十七日

静岡県三島市文教町一丁目九番一―号

(甲) 株式会社Z会ソリューションズ

代表取締役 市原 朋来

静岡県三島市文教町一丁目九番一―号

(乙) 株式会社Z会

代表取締役 藤井 孝昭

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和七年五月三十日

掲載頁 六十六頁(号外第一二〇号)

令和八年二月十七日

大阪市中央区日本橋一丁目二番二五号

株式会社ティ・ティ・ネクスト

代表取締役 南里 智昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はALBA株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

千葉県白井市富塚六九〇―七

合同会社ALBA

代表社員 白幡 白

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

東京都港区芝五丁目二四番七号

合同会社東京対馬商事

代表社員 小川 延貴

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

東京都渋谷区東二一五―二tri as 2

合同会社Realisma

代表社員 高橋 誠也

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

東京都中央区日本橋本町四―一三室町SDビル三階

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はKSコーポレーション株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月六日に終了しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

兵庫県西宮市苦楽園一番町一番八号

KSコーポレーション合同会社

代表社員 倉智 治

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

兵庫県神戸市北区長尾町三一六九番地の一六

合同会社Norks

代表社員 白石 智哉

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号A1Mビル六F

合同会社シフトキアラフ

代表社員 立本 孝則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はsunen株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目三

sunen合同会社

代表社員 江川由紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

東京都豊島区東池袋一丁目一八番一―号

Har ez a T o w e r

エイトビット株式会社

代表取締役 深澤 弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日

東京都豊島区東池袋一丁目一八番一―号

Har ez a T o w e r

エイトビット株式会社

代表取締役 深澤 弘樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四九、三一六、八二七円減少し一千万円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することに、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

効力発生日は令和八年三月十九日であり、株主総会の決議は、令和八年三月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
令和八年二月十七日
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

株式会社セキド
代表取締役 関戸 正実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一七九頁(号外第一七五号)
令和八年二月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
株式会社ジーエスエフ
代表取締役 岩東 光男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月十七日

東京都港区麻布十番二丁目一九番一号
makimaki株式会社
代表取締役 榛葉 益英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千九百九十九万九千七百三十円減少し一億円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日工業新聞
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 二十七頁
令和八年二月十七日

東京都千代田区神田神保町二丁目五番地
株式会社プラスメディア
代表取締役 永田 幹広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十七日
東京都千代田区九段北一丁目九番五号三〇八号室

有限会社大雄基業
代表取締役 稲垣 勝啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し、〇円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年二月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十七日
横浜市神奈川区入江二丁目二番一三番B
二〇七 有限会社ケイ・スタッフサービス
代表取締役 野中 英喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十八万五千六百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://lexplus.com/
令和八年二月十七日
神奈川県川崎市川崎区駅前本町二番一
株式会社Lexplus
代表取締役 阿藤 将也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終の貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月十七日
福井県敦賀市中央町一丁目一三番四〇号中
福井三階
福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社
代表取締役 来馬 克美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し三十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十七日
大阪府中央区船場中央一三二一〇一
船場センタービル二号館一階
合同会社najiimi
代表社員 谷口 和彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額一、七八六、三一七、四一四円の全額を減少することにいたしました。株主総会の決議は、令和八年一月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月二十六日
掲載頁 六十五頁(号外第二八六号)

令和八年二月十七日

東京都品川区西五反田二丁目二九番五号
株式会社ICARE
代表取締役 山田 洋太

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年二月一日とする株式交付により、資本準備金の額が三億九千六百二十二万六千二百九十九円増加することを条件として、その全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した事業年度はありません。
令和八年二月十七日
横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二
シミックホールディングス株式会社
代表取締役 佐々木博史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千五百七十八万八千三百二円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十七日
岐阜県高山市上野町一九九番地の七二
ジープラスホールディングス株式会社
代表取締役 島田 成一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九百九十万円減少することにいたしました。株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年十月八日
掲載頁 六十二頁(号外第二二五号)
令和八年二月十七日

大阪府吹田市清水二番一号
日本カノマックス株式会社
代表取締役 加野 稔

